

随意契約理由及び比較見積省略理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎店舗201・203内装等撤去工事

理由

本工事は、単なる内装の解体・撤去作業ではなく、稼働中の他テナントへの影響を最小限に抑えつつ、咲洲庁舎のライフライン（電気・空調・消防等）の機能を維持・保全しながら並行して行う極めて緻密な施工が求められます。

本工事の対象である店舗 201・203 号室内の設備配線および配管は、建物全体の基幹システムと密接に連結しており、株式会社きんでんは本建物の建設時から設備工事を担当しており、壁体内部や天井裏の複雑な配線ルートを完全に把握しています。

本工事を施工実績のない他業者が着手した場合、誤遮断や誤切断による建物全体のシステムダウンや、二次的な設備故障を招くリスクが極めて高く、その際の復旧および責任の所在が不明確になる恐れがあります。

現状、周辺テナントが営業を継続している環境下での施工となるため、作業時間の制限や騒音・振動の厳格な管理が不可欠であり、建物の構造を熟知している株式会社きんでんは、調査・確認作業を大幅に短縮でき、迅速な施工が可能です。

以上のことから、本工事の施工は「既存設備に対する深い知見」と「施工の継続性」が不可欠であり、これらを全て満たし、かつ確実に履行できるのは株式会社きんでん以外に存在しません。

以上の理由から、「株式会社きんでん」から見積書を徴収したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。